

様式 7

アドバイス・レポート

2020年 4月14日

※平成 25 年 4 月 1 日以降に支援機構への受診申込分から適用

2020 年 2 月 27 日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた【医療法人葵会 総合ケアステーション】様につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

<p>特に良かった点とその理由 (※)</p>	<p>1. 事業所の組織体制が確立しています</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事業所は、紫野診療所の開設から約 70 年を迎える歴史ある医療法人が経営されています。経営責任者は、公正・適切なプロセスで意思決定を行ない、事業所の運営方針を定め、運営管理者やスタッフとともに、地域住民や利用者に信頼される事業所づくりを目指しておられます。法人理事会・評議員会・常務会・エリア管理委員会・エリアリーダー会・部会等が定期的に開催される等組織体制が確立されています。法人内の各事業所とともに、地域の医療・介護の水準向上に意欲的に取り組んでおられます。 ○ 事業所の運営も組織としての透明性を感じました。職員の声からも信頼度の高いことがうかがわれました。 <p>2. 利用者・家族の要望に耳を傾け、個別ケアに取り組んでいます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の運営方針をわかりやすく表現した「私らしい毎日をおてつだい」をキャッチフレーズにして、利用者や家族の立場に立って要望を聴き、それを個別援助計画に反映させています。 ○ 日常生活の維持・向上を目指してアクティビティにも工夫され、デイサービスに来て、自宅ではできなかった自分の特技（能力）を発揮し、趣味に取り組むことで、一人ひとりのやりがい・生きがいに繋がっています。アンケートやヒアリングからも「心配りが細やか」「直ぐに気がついて対応してくださる」などのサービスに満足されている意見が多く見られました。 <p>3. 感染症の対策及び予防対策が充実しています</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症マニュアルや感染対策委員会が整備されており、法人のエリア内研修にも積極的に参加し、伝達研修を通じて全スタッフに周知できています。 ○ その結果、看護師をリーダーに、スタッフもインフルエンザ対策やノロ対策などの対処方法を習得できています。トイレには、ノロ対策に必要な
-----------------------------	--

	<p>な物品を、誰もが分かるように配置されています。事業所内だけではなく、送迎の車中にも、手袋・マスク・アルコールスプレー等の感染対策グッズが常備されています。</p>
<p>特に改善が望まれる点とその理由（※）</p>	<p>1. 職員間の情報共有とサービスの公平化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼時や業務終了時のミーティング・5分間ミーティングで、利用者の情報共有を図っておられます。日誌には、特記事項や担当者会議、その他連絡事項等の記載があり、スタッフ間で共有するために職員が押印し、確実に周知出来る体制を取られています。援助が必要な利用者については、活発に意見交換されているようですが、特記事項のない利用者については、3ヶ月に一度のカンファレンスが行なわれていないようでした。 <p>2. 第三者への相談機会の確保が必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要事項説明書の「要望、意見、苦情申立窓口」に、苦情解決責任者と第三者委員の記載がありませんでした。
<p>具体的なアドバイス</p>	<p>1. 職員間の情報共有とサービスの公平化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スタッフ間の情報共有は、朝会と夕方にミーティングがあり、特記事項や会議伝達・連絡事項等、主要な伝達は行えています。3ヶ月に1回は、全ての利用者に対して、ケアカンファレンスを開催し、その内容を記録に残し、サービスに格差が生じないようによりよいサービスの向上に努めていただきたいと思います。 ○ 本調査時の話し合いの祭に、現在、週2、3回特定のテーマを決め実施している「5分間ミーティングの活用」という提案がありました。ぜひ実行され5分間ミーティングで話し合われた事柄も「ケアカンファレンス」として記録の記載をお願いします。 <p>2. 第三者委員の選任を進めてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者・家族のなかには、利用している事業所の関係者ではなく、「第三者」に相談したい場合もあります。運営管理者や職員とは別に、中立公平な立場で相談を受ける「第三者委員」の選任が必要です。 ○ 第三者委員を複数選任していただき、重要事項説明書に明記してください。併せて、苦情解決責任者を配置してください。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果対比シート」に記載しています。